

特定非営利活動法人大和定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 大和という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県下関市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害児及び障害者に対して、通所支援に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 放課後等デイサービス
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 生活介護

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の一種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、出席した正会員の3分の2以上の同意を得た場合はこの限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。
第47条に同じ）その他新たな業務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、出席した理事の3分の2以上の同意を得た場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属に関する事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場、官報に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第10章 雑則

(事務局の設置等)

第53条 この法人の事務処理をするため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。
- 4 理事は事務局長もしくは職員と兼職できる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会にて定める。

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	櫻井義隆
理事	篠岡弘
理事	松本英知
監事	尾崎擁

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 0円

(2) 年会費 正会員 0円

役員名簿

(特定非営利活動法人大和)

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	櫻井 義隆	[Redacted]	有
副理事	まつもと ひでとも 松本 英知	[Redacted]	無
副理事	篠岡 ひろみ 弘	[Redacted]	無
監事	おぎき よう 尾崎 擁	[Redacted]	無

特定非営利活動法人大和 設立趣旨書

設立に至る経緯

昨今の日本において急速に進行する少子高齢化は地域がもっていた活力や相互扶助機能減少していると考えられます。とりわけ、若い子育て世代、障害を持つ方（高齢障害者を含む）とその家族の場合、事態は深刻で、当地域においても利用できる制度や福祉サービスは、質量ともに不足し、人材も今後さらに不足することが予想されます。

たとえば、学童期に通う障害児通所支援や学校卒後に通う障害福祉サービスはニーズに対して充分であるとはいえない状況が続いています。

障害を持つ方の場合、施設、病院から地域生活へと言われていますが、住宅、日中活動、就労、日常生活支援などの整備は遅れ、加えて、差別、偏見は未だに払拭されていません。これでは自立はおろか、地域移行後の人間としての尊厳すら危ぶまれます。

私たちは、今まで障害者、障害児に携わった経験を活かし、地域の方々と協働することで、子どもや障害を持つ方の福祉に貢献する活動を継続してきました。今までの活動を継続し、さらに障害児、障害者の方々に貢献するため、特定非営利活動法人を設立することになりました。

設立目的

児童及びその保護者を対象として、障害児を含む児童の健全育成に関する事業、および障害を持つ人とその家族に対する生活支援に関する事業を行い、社会の福祉に寄与することを目的とする。

事業内容

1. 障害児を含めた放課後等デイサービスの運営等を行う事業
2. 障害福祉サービス生活支援を行う事業

令和8年4月27日

特定非営利活動法人 大和

令和8年度事業計画書
法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人大和

1. 事業の成果
令和8年度は障害児通所支援事業を行う計画をしている。

2. 事業の実施に関する事項
(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従業者の人数	事業費の金額(単位:千円)
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 放課後等デイサービス	障害児通所支援についての調査研究を行い、対象者やニーズの把握をする。	内部にて随時研修を行う。	0
	障害児通所支援についての各種相談を実施する。	本事業年度は見学会、モニタリング等を実施する。	0
	利用者の送迎	(A) 令和8年10月1日 ～令和9年3月31日 (B) 下関市内 (C) 6人	0
	障害児通所支援事業 (事業費は利用者の送迎含む)	(A) 令和8年10月1日 ～令和9年3月31日 (B) 主たる事業所 (C) 6人	13,605
普及啓発事業	ホームページを開設し、活動内容を紹介する。また、放課後等デイサービスについての意識の啓発を図る。	HPにて自己評価表等を公開する。SNSで支援の様子を情報発信する。	0

活動予算書

法人成立の日から 令和9年3月31日 まで

特定非営利活動法人大和

(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
2. 事業収益		
事業収益	15,000,000	15,000,000
3. その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
経常収益計		15,000,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬	3,500,000	
給料手当	6,000,000	
法定福利費	800,000	
通勤費	150,000	
福利厚生費	25,000	
人件費計	10,475,000	
(2) その他経費		
旅費交通費	25,000	
車両費	500,000	
通信運搬費	50,000	
消耗品費	500,000	
給食費	250,000	
印刷製本費	15,000	
水道光熱費	100,000	
地代家賃	900,000	
賃貸料	40,000	
減価償却費	300,000	
保険料	100,000	
租税公課	80,000	
支払手数料	60,000	
施設利用料	60,000	
雑費	150,000	
その他経費計	3,130,000	
事業費計		13,605,000
2. 管理費		
(1) その他経費		
印刷製本費	8,000	
通信運搬費	2,500	
消耗品費	25,000	
水道光熱費	10,000	
地代家賃	40,000	
賃借料	25,000	
保険料	60,000	
諸会費	3,500	
租税公課	0	
支払手数料	250,000	
支払利息	0	
広告宣伝費	2,500	
雑費	8,000	
その他経費計	434,500	
管理費計		434,500
経常費用計		14,039,500
当期経常増減額		960,500
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		
当期正味財産増減額		960,500
設立時正味財産額		13,467,018
次期繰越正味財産額		14,427,518

令和9年度事業計画書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人大和

1. 事業の成果
令和9年度は障害児通所支援事業を行う計画をしている。

2. 事業の実施に関する事項
(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従業者の人数	事業費の金額(単位:千円)
児童福祉法に基づく 障害児通所支援事業 放課後等デイサービス	障害児通所支援についての調査研究を行い、対象者やニーズの把握をする。	内部にて随時研修を行う。	0
	障害児通所支援についての各種相談を実施する。	本事業年度は見学会、モニタリング等を実施する。	0
	利用者の送迎	(A) 令和9年4月1日 ～令和10年3月31日 (B) 下関市内 (C) 6人	0
	障害児通所支援事業 (事業費は利用者の送迎含む)	(A) 令和9年4月1日 ～令和10年3月31日 (B) 主たる事業所 (C) 6人	28,060
普及啓発事業	ホームページを開設し、活動内容を紹介する。また、放課後等デイサービスについての意識の啓発を図る。	HPにて自己評価表等を公開する。SNSで支援の様子を情報発信する。	0

活動予算書

令和9年4月1日 令和10年3月31日 まで

特定非営利活動法人大和

(単位：円)

科 目		金 額	
I	経常収益		
1.	受取寄附金		
	受取寄附金	0	0
2.	事業収益		
	事業収益	32,500,000	32,500,000
3.	その他収益		
	受取利息	0	
	雑収益	0	0
	経常収益計		32,500,000
II	経常費用		
1.	事業費		
(1)	人件費		
	役員報酬	7,000,000	
	給料手当	13,000,000	
	法定福利費	1,500,000	
	通勤費	310,000	
	福利厚生費	50,000	
	人件費計	21,860,000	
(2)	その他経費		
	旅費交通費	50,000	
	車両費	1,000,000	
	通信運搬費	100,000	
	消耗品費	1,000,000	
	給食費	500,000	
	印刷製本費	30,000	
	水道光熱費	200,000	
	地代家賃	1,750,000	
	賃貸料	80,000	
	減価償却費	600,000	
	保険料	200,000	
	租税公課	150,000	
	支払手数料	120,000	
	施設利用料	120,000	
	雑費	300,000	
	その他経費計	6,200,000	
	事業費計		28,060,000
2.	管理費		
(1)	その他経費		
	印刷製本費	15,000	
	通信運搬費	5,000	
	消耗品費	50,000	
	水道光熱費	20,000	
	地代家賃	80,000	
	賃貸料	50,000	
	保険料	130,000	
	諸会費	7,000	
	租税公課	0	
	支払手数料	500,000	
	支払利息	0	
	広告宣伝費	5,000	
	雑費	15,000	
	その他経費計	877,000	
	管理費計		877,000
	経常費用計		28,937,000
	当期経常増減額		3,563,000
III	経常外収益		
	経常外収益計		0
IV	経常外費用		
	経常外費用計		0
	税引前当期正味財産増減額		
	当期正味財産増減額		3,563,000
	前期繰越正味財産額		14,427,518
	次期繰越正味財産額		17,990,518